

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、湯河原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年4月17日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、軽自動車税の種別割の税率を追加するため、地方自治法第179条第1項の規定により、湯河原町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものです。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、湯河原町税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

湯河原町税条例の一部を改正する条例

湯河原町税条例（昭和51年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第28条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の湯河原町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和7年3月31日

湯河原町長 内 藤 喜 文

（理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることに伴い、軽自動車税の種別割の税率を追加することについて条例に改正を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものです。

湯河原町税条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(町民税の申告) 第14条 (略) 2 (略) 3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。 (種別割の税率) 第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	(町民税の申告) 第14条 (略) 2 (略) 3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。 (種別割の税率) 第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	

現 行	改 正 後	備 考
ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ (略) (2) (略) (3) (略)	の 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u> オ (略) (2) (略) (3) (略) 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (軽自動車税に関する経過措置) 第2条 この条例による改正後の湯河原町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	